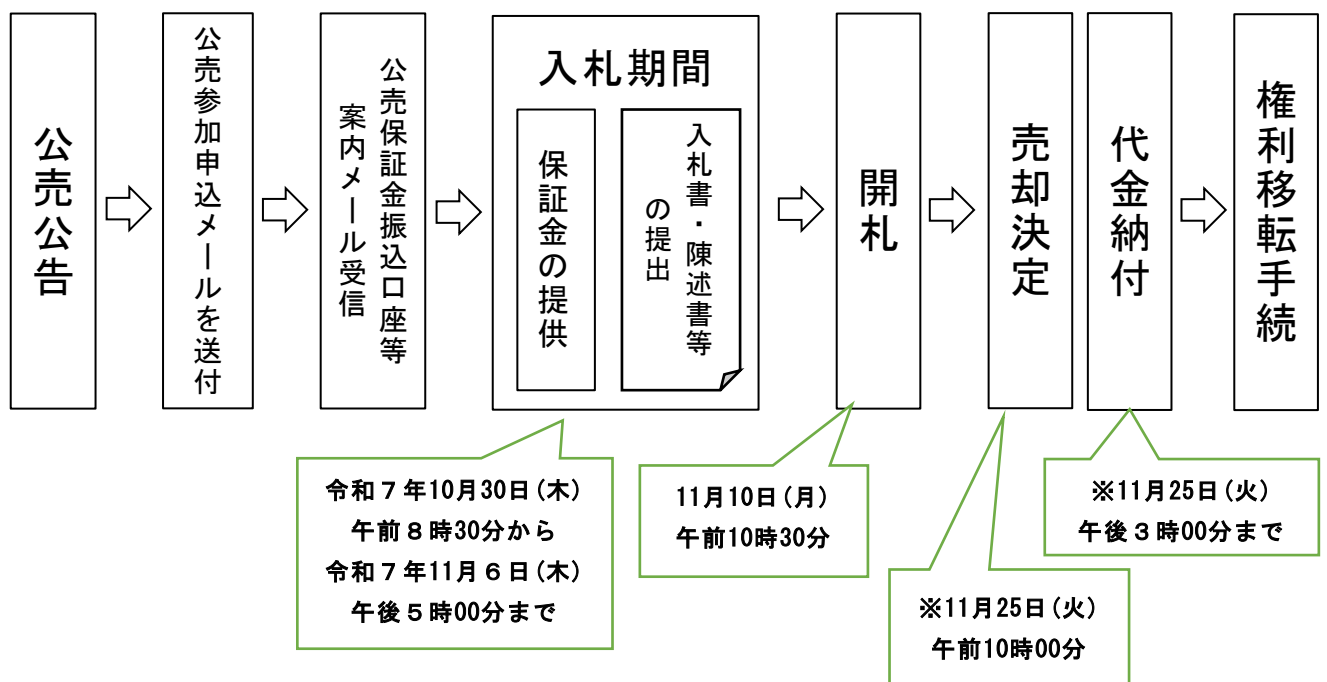


令和7年度鎌倉市不動産共同公売（期間入札）のしおり

第1章 手続きの概要

この手続きは、差押財産を公売するにあたり、鎌倉市において入札期間を定め、その期間内に郵送による方法で入札を受け付け、開札日に開札を行い、最高価申込者を決定の上、売却するものです。

<公売手続の流れ>



※売却決定の日までに、最高価申込者が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

第2章 公売公告から入札までの手順

1 公売公告

公売公告には、売却区分番号、公売財産の種類、公売財産の見積価額及び公売保証金額、入札期間、開札の日時・場所等が記載されており、鎌倉市の掲示板に掲示されます。

買受けを希望する財産について、公簿や現況確認等により、必要な情報の収集を行ってください。

2 公売参加資格

(1) 原則として、どなたでも公売に参加することができます。

ただし、以下の方は公売に参加することができません。

滞納者及び公売会場への入場、入札等を制限されている者（国税徴収法第92条及び第108条に該当する者）並びに同法99条の2各号に該当する者（暴力団員等）は公売に参加することはできません。

※入札者の方には「暴力団員等でない旨の陳述書」を提出いただきます。

陳述書の提出がない場合は入札が無効になります。

(2) 代理人が入札する場合には、本人の「委任状」を提出してください。

(3) 共同で入札する場合には、共同入札代表者を定め、「共同入札代表者の届出書」及び共同入札者全員分の「委任状」を提出してください。また、その場合の入札は「共同入札用」の入札書を使用してください。

3 公売手続きについて

(1) 公売参加申込メールの送付

神奈川県庁のホームページの公売情報や広報誌に掲載の鎌倉市役所納税課のメールアドレス (nouzeika@city.kamakura.kanagawa.jp) 宛に公売参加申込メールを送信してください。申込後、鎌倉市役所納税課から公売保証金納付方法についてご案内いたします。

なお、電子メールによりがたい場合は、電話連絡（0467-61-3915）にて受け付けます。

※公売参加申込メールは、入札参加希望の物件を所管する執行機関ごとにそれぞれ送信する必要があります。

(2) 入札書等必要書類の準備

入札書その他必要書類はホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合等は鎌倉市役所納税課に電話連絡（0467-61-3915）のうえ、必要書類を請求してください。

(3) 公売保証金の納付

ア 鎌倉市から送付する納付書で鎌倉市が指定する金融機関に納付してください。

イ 振込手数料は、入札参加者の負担となります。

ウ 公売保証金は入札期間内（令和7年10月30日（木）午前8時30分から同年11月6日（木）午後5時00分まで）に鎌倉市への着金が完了している必要があります。期間内における公売保証金の着金が確認できない場合には、入札は無効となります。※金融機関での納付の場合、着金に数日から1週間程度の時間を要しますので、あらかじめ金融機関へご確認ください。

エ 公売保証金の振込後は、その取消し又は変更はできません。

オ 領収書の写しを「公売保証金振込通知書兼充当申出書」に貼り付けて

提出してください。

※公売保証金の納付方法について不明な点がある場合は、鎌倉市役所納税課へお問い合わせください。

(4)「公売保証金振込通知書兼充当申出書」の作成

必要事項を記入してください。

(5) 陳述書の作成

入札にあたって、買受申込者は「陳述書」を提出する必要があります。

ア 「入札者」の区分に応じた「陳述書」を提出してください。

なお、「陳述書」の提出は売却区分ごととなりますので、複数の売却区分に入札する場合は、売却区分ごとに「陳述書」が必要となります。

イ 「陳述書」には、個人にあつては住民登録上の住所及び氏名を、法人にあつては、商業登記上の所在地及び名称を記載してください。

ウ 法人の場合は次の書類が必要になります。

(ア)「陳述書（法人用）」（必須）

(イ)「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」（必須）

(ウ)「役員の本人確認書類（個人番号カード（表面のみ）等の写し）」

上記（ウ）は下記エの書類が添付されている場合は不要です。

エ 次に掲げる指定許認可等を受けている事業者が入札される場合には、「陳述書」に指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください（有効期限が令和7年11月30日以降のもの）。

(ア) 宅地建物取引業の免許を受けて事業を行っている者

⇒ 宅地建物取引業の免許証等の写し

(イ) 債権管理回収業の許可を受けて事業を行っている者

⇒ 債権回収業の許可証等の写し

オ 共同して入札する場合、入札者ごとに「陳述書」を提出してください。

カ 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を提出してください。

また、自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」及び「法人の登記事項証明書（全部事項証明書）等の写し」、「役員の本人確認書類（個人番号カード（表面のみ）等の写し）」を提出してください。

なお、自己の計算において入札等をさせようとするものが宅地建物取引業又は債権管理回収業の場合には、上記エと同様に、指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください（有効期限が令和7年11月30日以降のもの）。

この場合、代表者以外の役員の本人確認書類（個人番号カード（表面のみ）等の写し）は提出不要です。

キ 虚偽の陳述をした場合は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられます。

「陳述書（別紙を含む。）」の提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載の上、提出してください。提出した「陳述書」に不備がある場合は、入札期間内に再提出が必要となります。再提出が必要な方には、鎌倉市役所納税課から連絡します。

再提出が必要となった「陳述書」が入札期間内に届かない場合も、入札等が無効となります。

4 入札

（１）入札必要書類の提出（別紙１「入札等の必要書類一覧」参照）

ア 入札書の記載

（ア）入札書には、住民登録上の住所（法人の場合は登記上の本店所在地）、氏名（法人の場合は商号）を記載してください。

（イ）入札書の記載不備や記載漏れ（例：売却区分番号、入札価額頭部の「¥」、入札書提出年月日等）があった場合は無効となります。

（ウ）一度提出した入札書は、入札期間内であっても引換え、変更又は取消しをすることはできません。

（エ）入札書は同じ売却区分番号の物件に２枚以上入札することはできません。２枚以上入札された場合、すべて無効となります。

（オ）入札書を書き損じたときは訂正しないで、新たな入札書を使用してください。様式はホームページからダウンロードしてプリントアウトしたものを使用してください。

（カ）共同で入札する場合は、共同入札用の入札書を使用してください。共同入札用の入札書は両面印刷となっておりますので、表面と裏面の両方に漏れなく必要事項を記入してください。

イ 「入札書提出用封筒（内封筒）」に入札書を封入

（ア）「入札書提出用封筒（内封筒）」に入札書だけを入れ、封をしてください。入札書以外の書類を封入した場合には、入札が無効となります。

（イ）「入札書提出用封筒（内封筒）」に封入する入札書は１枚に限ります。複数の売却区分について入札される場合は、売却区分ごとに入札書提出用封筒（内封筒）が必要となります。

ウ 入札書以外の書類について

● 必ず準備する書類

(ア)「公売保証金振込通知書兼充当申出書」

(イ)「陳述書」

※指定許認可等を受けている場合は免許証等の写しを添付してください。

(ウ) 本人確認書類

(別紙2「入札形態ごとの本人確認書類例」を参照)

● 必要に応じて提出する書類

(エ)「返信用封筒」(入札書提出用封筒受領証返信用) ※持参の場合は不要

(氏名(名称)及び送付先を記載の上、110円分の切手を貼付)

(オ)「委任状」(代理人が入札する場合)

(カ)「共同入札代表者の届出書」(共同で入札する場合)

(キ) 郵送用封筒(外封筒)

入札書等及び上記(ア)～(カ)を封入するのに使用します。

(2)「郵送用封筒(外封筒)」の提出【入札期間内必着】

入札期間：令和7年10月30日(木)午前8時30分から

令和7年11月6日(木)午後5時00分まで

郵送(一般書留・簡易書留)により鎌倉市役所納税課(〒248-8686鎌倉市御成町18番10号)に郵送してください。一般書留、簡易書留については郵便窓口での取扱となります。なお、期限を過ぎて到着した入札書は無効となります。

直接持参される場合は、事前に鎌倉市役所納税課に電話連絡(0467-61-3915)のうえ、平日の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時は除く)の間に鎌倉市役所納税課の窓口(鎌倉市役所本庁舎1階13番窓口)まで持参ください。

(3) 入札期間の終了後、「入札書提出用封筒受領証」及び「保証金領収書」を郵送(直接持参の場合は、その場で交付)します。

第3章 開札期日から権利移転までの手順

1 開札の日時及び開札の方法

【令和7年11月10日(月)午前10時30分】

鎌倉市役所 本庁舎4階 401会議室において開札します。入札者又はその代理人が開札の立会いを希望する場合は、令和7年11月6日(木)午後5時までに鎌倉市役所納税課にご連絡ください。

入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売を担当していない職員が立ち会って開札します。

2 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定

(1) 最高価申込者

最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者に対して行います。

なお、最高価額の入札者が2人以上いる場合は、その同価額の入札者で追加入札を行います。追加入札の価額が同じときは、くじにより最高価申込者を決定します。追加入札の日程は別紙3「公売の日程等」をご確認ください。

(2) 次順位買受申込者

次順位買受申込者とは、入札形式で行う公売において、落札者（最高価申込者）が買受代金を納付しなかった場合などに、公売物件を買受けることができる入札者のことです。

最高価申込者の決定後、直ちに売却区分ごとに、以下の条件のすべてを満たす入札者を次順位買受申込者として決定します。

ア 最高入札価額に次ぐ高い価額で入札していること

イ 入札価額が、見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を差し引いた金額以上であること

(例) 見積価額1,000万円 最高入札価額1,500万円

公売保証金100万円

$1,500\text{万円} > \text{次順位買受申込者} \geq (1,500\text{万円} - 100\text{万円})$

ウ 入札書にて次順位買受申込みを行っていること

(入札書のチェック欄に「○」印の記載があった入札者のみ該当)

なお、次順位買受申込者が2人以上いる場合は、くじで次順位買受申込者を決定します。くじをする場合、入札者又はその代理人が開札の場所にいない又はくじを行わない者があるときは、公売事務を担当していない職員がその者に代わってくじを行います。

※次順位買受申込者の公売保証金は、最高価申込者に売却決定を行った後（11月25日以降）、「公売保証金振込通知書兼充当申出書」に記載された口座へ振込により返還する手続きをとります（返還に3週間程度要します）。「次順位買受申込者」へのお申込みは、公売保証金の返還に時間がかかることをご了承いただいた上で、お申し込みください。

(3) 最高価申込者及び次順位買受申込者の発表

担当から電話連絡を当日の午後4時までに入れさせていただきます。

なお、お電話が繋がらない場合は、留守番電話に折り返しお電話をいただくメッセージを入れる場合があります。

また、最高価申込者決定のお知らせを後日郵送しますので、そちらに記載の買受代金納付日までに代金のご用意をお願いします。

なお、最高価申込者及び次順位買受申込者以外の方には連絡はいたしません。

3 追加入札

追加入札は、期間入札の方法で行います。追加入札の価額は当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をしたとき又は追加入札すべきものが入札をしなかったときは、国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）により公売保証金を没収し、今後2年間は公売会場への入場及び入札等を制限することがあります。

4 公売保証金の返還

最高価申込者及び次順位買受申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後「公売保証金振込通知書兼充当申出書」に記載された口座への振込みによって返還します。

また、次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者による買受代金の納付後に返還します。

公売保証金の返還には、公売終了後（次順位買受申込者が提供した公売保証金については、最高価申込者が買受代金を納付した後）から3週間程度要する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

5 売却決定

売却決定は、令和7年11月25日（火）午前10時に、最高価申込者に対して行います。最高価申込者又はその代理人が売却決定をする場所に居合わせない場合においても売却決定を行います。

ただし、売却決定の日までに、最高価申込者が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

また、売却決定通知書は、買受代金の納付後に交付します。

なお、最高価申込者の決定若しくは最高価申込者に対する売却決定が取り消されたとき又は最高価申込者が国税徴収法第114条（買受申込み等の取消し）により入札又は買受けの取消しをしたときは、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。

6 買受代金の納付

売却決定を受けた方（買受人）は、買受代金納付期限までに、次に掲げるいずれかの方法により買受代金（入札価額から公売保証金を差し引いた金額）の全額を納付してください。

複数の公売財産の買受代金を納付する場合は、売却区分番号ごとに買受代金を納付してください。

(1) 現金又は小切手（電子交換所に加入している銀行等の振出しに係るものに限る）を鎌倉市に直接持参して納付してください。

ア 受付時間は平日の午前9時から午後4時までです。

イ 小切手は、振出日から起算して8日を経過していないものに限りです。

(2) 鎌倉市から送付する納付書で鎌倉市が指定する金融機関に納付してください。

7 権利移転及び危険負担の移転の時期

(1) 原則として、買受人が買受代金の全額を納付したときに、公売財産を取得します。ただし、次に掲げる公売財産については、それぞれの要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。

ア 農地等については、農業委員会等の許可又は届出の受理

イ その他法令の規定により許可又は登録を有する者は、関係機関の許可又は登録

(2) 危険負担の移転の時期は、原則として、買受人が買受代金の全額を納付したときです。したがって、買受代金納付後に公売財産上に生じた危険（損傷、盗難、焼失等）による損害は買受人が負担することになります。

8 権利移転手続き

(1) 所有権移転の登録手続きは買受人の請求に基づいて鎌倉市が行います。「所有権移転登記の請求書」に必要書類を添付して、請求してください。

この場合、登記に必要な費用は買受人の負担となります。

(2) 権利移転に必要な書類及び費用は次のとおりです。

ア 住所証明書（住民票の写し（※個人の場合、個人番号の記載がないもの））

※本人確認書類として提出済の場合は不要です。

イ 登録免許税相当の印紙又は領収証書

【固定資産評価額×20/1,000 相当額】

※登録免許税の詳細については法務局にお問い合わせください。

ウ 市町村が発行する固定資産評価証明書

エ 登記関係書類の郵送料（配達証明相当分の切手）

※詳細については、落札後に説明いたします。

(3) 鎌倉市は、不動産の直接の引渡しは行いません。したがって、公売財産内に居住者が存在する場合の明渡請求や公売財産内に動産類が存在する場合の取扱いなどについては、すべて買受人の責任において行うことになります。

9 適格請求書（インボイス）の交付について

令和7年度鎌倉市不動産共同公売の物件は、適格請求書（インボイス）の交付対象外となります。

第4章 その他

1 公売中止

買受代金の納付の前に、公売の原因となった税金の完納が証明された場合や、災害発生、感染症の流行などやむを得ない理由が生じたときは、公売が中止となります。

公売中止については、公売情報又は鎌倉市役所納税課に直接ご確認ください。

2 最高価申込者決定等の取消し

次に該当する場合は、直ちに最高価申込者決定等を取り消します。

- (1) 売却決定前に公売財産に係る滞納税等の完納の事実が証明されたとき
- (2) 最高価申込者等が国税徴収法第99条の2各号に規定する暴力団員に該当するとき
- (3) 最高価申込者等が国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき

3 売却決定の取消し

次に該当する場合には、直ちに売却決定を取り消します。

- (1) 売却決定後、買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納税等の完納の事実が証明されたとき
- (2) 買受人が買受代金の納付の期限までに、買受代金を納付しないとき
- (3) 買受人が国税徴収法第114条（買受申込み等の取消し）の規定により、買受けを取り消したとき
- (4) 国税徴収法第108条第2項（公売実施の適正化のための措置）の規定により、最高価申込者等の決定を取り消したとき

4 入札等又は買受けの取消し

最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、国税通則法第105条第1項ただし書（不服申立があった場合の処分の制限）その他の法律の規定に基づき、入札後の手続きが停止（滞納処分の続行の停止）される場合があります。

この場合、手続きが停止している間は、その最高価申込者等又は買受人は、その入札等又は買受けを取り消すことができます。

5 契約不適合責任

鎌倉市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負いません。

6 公売保証金の没収

買受代金の全額をその納付期限までに納付しないことにより売却決定を取り消したときは、買受人の提供した公売保証金は没収し、その公売に係る滞納税等に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

入札書等の必要書類一覧

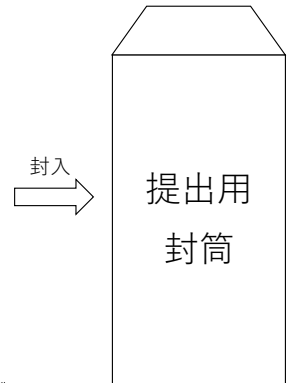
別紙 1

入札期間	令和 7 年10月30日（木）午前 8 時30分から 令和 7 年11月 6 日（木）午後 5 時00分まで 【入札期間内必着】	
1 必ず提出いただく書類		
(1) 入札書	必要事項を記載して、入札書提出用封筒（内封筒）に封入封かんしてください。	
(2) 入札書提出用封筒(内封筒)	売却区分番号等、必要事項を記載の上、入札書を封入してください。	
(3) 公売保証金振込通知書兼充当申出書	必要事項を記載して、金融機関の振込証明書の写しを貼付の上、 <u>郵送用封筒（外封筒）</u> に同封してください。	
(4) 暴力団関係者ではないことの陳述書	必要事項を記載して、 <u>郵送用封筒（外封筒）</u> に同封してください。	
(5) ・ 宅地建物取引事業者…宅地建物取引業の免許証（写し） ※有効期限が令和 7 年11月30日以降のもの ・ 債権管理回収事業者…債権管理回収業の許可証（写し）	該当する場合、 <u>郵送用封筒（外封筒）</u> に同封してください。	
(6) 本人確認書類	入札形態ごとの本人確認書類（例）を参照の上、必要書類を <u>郵送用封筒（外封筒）</u> に封入してください。	
2 代理人が入札する場合に提出する書類		
委任状	代理人が入札する場合に提出してください。	
3 共同入札を行う場合に提出する書類		
共同入札代表者の届出書兼持分内訳書	共同入札を行う場合に提出してください。	
4 上記 1 から 3 までの書類を郵送する場合		
(1) 郵送用封筒（外封筒）	上記必要書類のうち該当するものを封入して、一般書留又は簡易書留により郵送してください。	
(2) 返信用封筒	氏名（名称）及び送付先を記載の上、切手（110円）を貼付し郵送用封筒（外封筒）に封入してください。	

入札書等の必要書類一覧

別紙 1 - 2

			提出書類		本人確認書類	
					個人	法人
入札書関係	必須		入札書 封入 入札書提出用封筒 返信用封筒 ※共同入札の場合は共同入札用を使用 ※受領証返信用（宛先記入、切手添付） ※窓口持参の場合不要		個人番号カード等の写し	法人の登記事項証明書（全部事項証明書）（最新のものの写し） 代表者の個人番号カード等の写し
	代理入札の場合		委任状 ※法人で従業員等（代表権限を有しない者）が入札する場合にも委任状が必要		代理人が個人の場合 個人番号カード等の写し 従業員が入札する場合 従業員等の個人番号カード等の写し	代理人が法人の場合 代理法人の登記事項証明書（全部事項証明書）（最新のものの写し） 代理法人の代表者の個人番号カード等の写し
	共同入札の場合		共同入札代表者の届出書 + 委任状 ※「共同入札代表者の届出書」に加え、共同入札代表者全員からの「委任状」が必要		共同入札者全員分 個人番号カード等の写し	全法人分（共同入札者が法人の場合） 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）（最新のものの写し） 代表者の個人番号カード等の写し
公売保証金関係	必須		公売保証金振込通知書兼充当申出書 ※振り込みの場合は「振込金受取書」の写しを添付			
陳述書関係	必須	個人の場合	陳述書（個人用）		役員全員分 個人番号カード等の写し	代表者以外の役員 本人確認書類（個人番号カード等の写し）は宅地建物取引業の免許証等の提出がある場合、提出不要です。
		法人の場合	陳述書（法人用） + 【陳述書（法人用）別紙】「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」 ※共同入札の場合、共同入札者全員分の陳述書が必要			
		自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合	【陳述書別紙】「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」 + 【陳述書別紙】「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」 ※自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合代表者以外の役員の本人確認書類（個人番号カード等の写し）は宅地建物取引業の免許証等の提出がある場合、提出不要です。		自己の計算において入札等をさせようとする者の確認書類 個人番号カード等の写し ※法人の場合役員分も必要	法人の登記事項証明書（全部事項証明書）（最新のものの写し）
		指定許認可等を受けている場合	指定許認可等を受けていることを証する書類の写し ※宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合 （例１）宅地建物取引業法による免許証等（写し） （例２）債権管理回収業の許可書等（写し） ※（例１）は有効期間が令和7年11月30日以降のもの			



※一般書留 又は 簡易書留
 ※入札期間内 必着
 【1物件につき1封筒】

【入札形態ごとの本人確認書類例】

別紙 2

入札者	入札形態		提出書類
個人	単独入札	必須書類 (必須書類に加えて必要) 代理人が入札する場合	①本人確認書類（個人番号カード等）の写し
			①本人からの委任状 ②代理人（個人）の本人確認書類（個人番号カード等）の写し
		代理人が法人	①本人からの委任状 ②代理人（法人）の登記事項証明書（全部事項証明書）（最新のもの）の写し ③代理人（法人）の代表権限を有する者の本人確認書類（個人番号カード等）又は担当社員の社員証の写し
	共同入札	必須書類	①共同入札代表者及び共同入札者の本人確認書類（個人番号カード等）の写し ②共同入札者全員から共同入札代表者への委任状
		代理人が入札する場合 (必須書類に加えて必要)	代理人が個人 ①共同入札代表者から代理人（個人）への委任状 ②代理人（個人）の本人確認書類（個人番号カード等）の写し
			代理人が法人 ①共同入札代表者から代理人（法人）への委任状 ②代理人（法人）の登記事項証明書（全部事項証明書）（最新のもの）の写し ③代理人（法人）の代表権限を有する者の本人確認書類（個人番号カード等）又は担当社員の社員証の写し
法人	単独入札	必須書類	①法人の登記事項証明書（全部事項証明書）（最新のもの）の写し ②役員全員の本人確認書類（個人番号カード等）の写し (注1) 代表権限を有する者以外の役員の本人確認書類は宅地建物取引業法による免許証の写し又は債権管理回収業の許可証の写しを提出している法人は不要です。
		代表権限なし（従業員等）	①法人の登記事項証明書（全部事項証明書）（最新のもの）の写し ②代表権限を有する者から従業員等への委任状 ③従業員等の本人確認書類（個人番号カード等）の写し ④役員全員の本人確認書類（個人番号カード等）の写し 上記（注1）に同じ
	共同入札	代理人が入札する場合 (必須書類に加えて必要)	代理人が個人 ①代表権限を有する者から代理人（個人）への委任状 ②代理人（個人）の本人確認書類（個人番号カード等）の写し
			代理人が法人 ①代表権限を有する者から代理人（法人）への委任状 ②代理人（法人）の登記事項証明書（全部事項証明書）（最新のもの）の写し ③代理人（法人）の代表権限を有する者の本人確認書類（個人番号カード等）又は担当社員の社員証の写し
		必須書類	①共同入札代表者及び共同入札者の法人の登記事項証明書（全部事項証明書）（最新のもの）の写し ②共同入札者全員から共同入札代表者への委任状 ③共同入札代表者及び共同入札者の役員全員の本人確認書類（個人番号カード等）の写し 上記（注1）に同じ
自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合	上記に加えて		自己の計算において入札等をさせようとする者の本人確認書類 (個人の場合：個人番号カード等の写し) (法人の場合：①法人の登記事項証明書（全部事項証明書）（最新のもの）の写し ②役員全員の本人確認書類（個人番号カード等）の写し 上記（注1）に同じ ※暴力団関係者ではないことの陳述書での「自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合」にチェックした場合

【本人確認書類とは】

個人番号カード（表面のみ）の写しなど、住所、氏名、生年月日及び性別が明記された証明書の写しを送付（又は持参）してください。なお、個人番号カード等を所持していない場合又は個人番号カード等記載の住所が住民票記載の住所と異なる場合は、住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）など住所、氏名、生年月日及び性別を証する官公署が発行した書類の写しを送付（又は持参）してください。
公売の入札にはマイナンバー（個人番号）は不要ですので、マイナンバーの記載のない書類を送付（又は持参）ください。

公売の日程等

公売の方法	期間入札
入札期間	令和 7 年10月30日（木）午前 8 時30分から 令和 7 年11月 6 日（木）午後 5 時00分まで （入札期間内必着）
公売保証金提供期間	令和 7 年10月30日（木）午前 8 時30分から 令和 7 年11月 6 日（木）午後 5 時00分まで （期間内に入金の確認ができない入札は無効です）
公売保証金提供方法	鎌倉市から送付する納付書で鎌倉市が指定する金融機関にて納付してください。
必要書類の送付先	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所 納税課（入札期間内必着）
開札日時・開札場所	令和 7 年11月10日（月）午前10時30分 鎌倉市役所 本庁舎 4 階 401会議室にて開札します。開札の立会いを希望する場合は、令和 7 年11月 6 日（木）の午後 5 時までに鎌倉市役所納税課にご連絡ください。
売却決定日時	令和 7 年11月25日（火）午前10時00分
売却決定の場所	鎌倉市役所
代金納付期限	令和 7 年11月25日（火）午後 3 時00分まで

追加入札を行う場合の実施日程
（最高価申込者に該当する方が 2 名以上となった場合）

追加入札の入札期間	令和 7 年11月13日（木）午前 8 時30分から 令和 7 年11月20日（木）午後 5 時00分まで （追加入札期間内必着）
追加入札の開札日時・場所	令和 7 年11月26日（水）午前10時00分 鎌倉市役所 本庁舎 4 階 401会議室
売却決定日時・場所	令和 7 年12月11日（木）午前10時00分 鎌倉市役所
代金納付期限	令和 7 年12月11日（木）午後 3 時00分まで